

ふれあいサポート収集申込書

環境事業部 環境事業所

専用ダイヤルTEL 273-2682 FAX 273-2674

堺市ふれあいサポート収集実施要領第3条の対象者要件に該当するため、同第5条の規定により申込みます。

受 付 番 号			
		申込日: 年 月 日	
対 象 者	住 所	堺市	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 年齢()歳	
	対象区分	☐ 高齢者 ☐ 障害者 (手帳の種類:) ☐ ホームヘルパー利用	
	同居者	☐ なし ☐ あり: 氏名 年齢()歳 対象者との関係()	
	電話番号	TEL() - FAX() -	
申 込 者	住 所		
	氏 名	介護支援法人名()	
		その他()	
	電話番号	TEL() - FAX() -	
希望日時	① 年 月 日()	② 年 月 日()	
	③ 年 月 日()		
粗 大 ご み の 申 込 品 目	品 目(※6個まで)	個数	該当する番号に○をつけてください。
			1. 二階以上からの運び出し。(エレベータ あり ・ なし)
			2. 家の前の道路が狭い。
			生活保護受給者(減免対象。年度内1回限り、6個まで無料。)
			☐ 該当 ☐ 非該当
			※該当する方は収集時に受給証の提出が必要です。
《対象になる方》			
次の(1)から(3)のいずれかに該当される方。ただし、ごみを排出できる同居者がいる場合は対象になりません。			
(1)現在ホームヘルパーの介護を受けている65歳以上の方。			
(2)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方。			
(3)70歳以上の単身世帯や老々介護世帯等の排出困難な世帯の方。			
《注意点》			
・本制度の利用はごみの排出が困難な方に限ります。			
・転居に伴う粗大ごみは対象になりません。			
・粗大ごみの年度内の申込みは2回までとなります。			
・生活保護受給者は粗大ごみ手数料の減免制度を利用できます。(年度内1回限り、6個まで無料。)			
・ごみ出しにあたっては、ホームヘルパー等の立ち合いが必要です。(ホームヘルパーを利用している方に限る。)			
・申込内容と異なる場合は、収集をお断りする場合があります。			
・家電リサイクル品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)やパソコン等は収集できません。			
・サイズが小さいごみのみの申込は対象となりません。粗大ごみ受付センターに申し込んでください。			
・市では、ごみの持ち出しについて、十分に注意をして作業を行います。万が一敷地内での事故等が発生した場合については、責任を負えませんので予めご了承願います。			
		受 付 者	